

～ 未来へ紡ぐ 鉾田の新拠点 ～

鉾田市新庁舎・公共施設等整備に関するお知らせ

Vol.23

基本計画検討委員会において他自治体庁舎、公共施設の視察を実施しました。

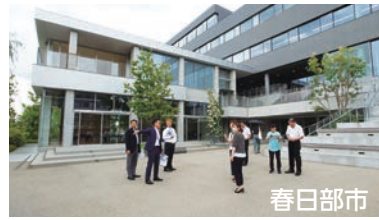
市民や有識者等で構成する「基本計画検討委員会」の第4回会議を令和7年6月24日（火）に開催しました。今回は各施設における必要な機能をベースに「配置・組み合わせ」等を検討する上で、具体的なイメージを持つために、他自治体の庁舎・公共施設の現地視察を実施しました。県外の6自治体（千葉県：香取市・白井市／埼玉県：吉川市・春日部市／栃木県：下野市・真岡市）を3班に分かれて視察し、担当職員より庁舎・公共施設の説明を受け、各施設に集約された機能を確認しました。

また、庁内においても推進本部会議及び庁内検討委員会等を開催し協議を行っているほか、職員による他自治体の視察を行っています。

詳細はこちら▶



問 市役所 新庁舎・公共施設等整備推進課 ☎ 36-7828



春日部市



香取市



真岡市



吉川市

物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金

つながる鉾田の学生応援事業

エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている鉾田市出身の学生に対して、鉾田の産品等を詰め合わせた応援物資「鉾田の誇りBOX」を無料でお届けするとともに、学生同士の交流会や企業セミナーなど、地域との繋がりも支援していきます！

支援対象 (1) 市内に住所を有する保護者等の子
(2) 日本国内に在住する学生 ※1

※1 国内にあって、鉾田市外に設置された学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校のほか、同法第97条に規定する大学院、同法第108条に規定する短期大学、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に在学する学生とします。

支援内容 生活物資（お米、加工品などの鉾田市産品）、ギフトカードなど

申請期間 令和7年7月22日（火）～9月30日（火）まで

申請方法 公式LINEの友達登録後に送付する申請用URLからご申請ください。また、申請の際は学生ご本人からお願いいたします。
※事情により保護者等が代理申請をする場合は、まちづくり推進課までお問い合わせください。

注意事項 対象学生1人につき、申請は1回のみです。
申請時に、在学・現住所がわかるものが必要となります。
(学生証の画像データ・公共料金の請求書又は、アパートの契約書等の写し)

申請はこちら▶



問 市役所 まちづくり推進課 ☎ 36-7154

子育て世帯応援給付金のご案内

エネルギー・食料品の物価高騰により負担が増加している0歳から18歳までの児童を監護する子育て世帯の負担を軽減するため、臨時的な支援として給付金を支給します。

対象児童 令和7年8月1日時点で鉾田市に住民登録があり、平成19年4月2日から令和7年8月1日までの間に出生した児童

支給者 上記「対象児童」を監護する方

支給額 4,000円×監護する児童の数

支給日 令和7年8月20日以降

支給方法 児童手当が支給されている口座へ振込みます。

申請 児童手当の受給されている口座へ（公務員以外）自動振込による支給を行いますので申請は原則不要です。

～以下に該当する方は、申請手続きが必要になります～

対象者

- ・監護する児童が鉾田市に住所がある方で鉾田市から児童手当を受給されていない方
- ・監護する児童が令和7年8月1日までに出生しており鉾田市に住民登録が済んでいない方
- ・公務員等の方で勤務先から児童手当を受給されている方

必要書類 申請書の他に下記のコピーが必要になります。

- ・申請者と同一名義の公的身分証明証（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・申請者と同一名義の振込先口座（通帳、キャッシュカードまたは、電子通帳スクリーンショット）

申請期間 令和7年8月18日（月）～9月30日（火）

申請方法 窓口または郵送、電子申請

申請はこちら▶



問 子ども家庭課（すこやか親子サポート係）☎ 36-7611

定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給について

令和6年度に実施した定額減税補足給付金（当初給付分）の給付額に不足が生じる方等に支給します。

対象者

不足額給付①

- ・令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのち、本来給付されるべき所要額と、当初給付分との間で差額が生じた方

不足額給付②

- ・本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方

例：青色または白色事業専従者、合計所得金額が48万円超えの方

※この給付金は差押え及び課税の対象にはなりません。

申請期限 10月31日（金）

詳細はこちら▶



問 市福祉事務所 社会福祉課 ☎ 36-7321

申請手続き

不足額給付①の支給対象となると市で把握ができた方には、8月上旬に次のいずれかを送付します。

- (1) 「定額減税補足給付金（不足額給付分）に関するお知らせ」（はがき）が届いた方…はがきに記載された支給口座へ振り込みます。原則、手続きは不要です。
- (2) 「定額減税補足給付金（不足額給付分）支給確認書」（封書）が届いた方…確認書に必要な事項を記入のうえ、添付書類を同封し、返信用封筒で返送してください。また、確認書の「二次元コード」をスマートフォン等で読み取り、電子申請をすることも可能です。（電子申請の場合、確認書返送の必要はありません）

不足額給付②の支給対象となると市で把握ができた方には、8月以降、順次お知らせする予定です。

※令和6年1月2日以降に鉾田市に転入された方など、支給要件を満たす方であっても、通知が届かない場合があります。その際は、ご自身で申請いただく必要があります。詳しくはホームページまたはお問い合わせください。